

福井県報

号外第 37 号
令和 8 年
3月 31日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則（27・税務課）…………… 2

訓 令

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令（6・税務課）…………… 26

規 則

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第27号

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則

福井県県税条例施行規則（昭和37年福井県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（納付または納入の告知等）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 申告納付または申告納入の方法によって徴収する県税のうち更正または決定による税額ならびにその延滞金および過少申告加算金もしくは不申告加算金または重加算金に係る前項本文の納税の告知は、<u>条例第35条、第41条の8、第41条の16、第41条の24、第47条、第81条の8、第94条または第133条の14</u>に規定する更正または決定通知書に、納付または納入すべき金額、納付または納入の期限、納付または納入の場所その他必要な事項を記載してすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（徴収猶予等の申請等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第15条の2の2（法第15条の6の2第3項、第72条の38の2第12項、第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。）<u>および第144条の29第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記様式第26号の徴収猶予または換価の猶予（期間延長）通知書または別記様式第26号の2の徴収猶予（期間延長）不承認通知書によって行うものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（納付または納入の告知等）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 申告納付または申告納入の方法によって徴収する県税のうち更正または決定による税額ならびにその延滞金および過少申告加算金もしくは不申告加算金または重加算金に係る前項本文の納税の告知は、<u>条例第35条、第41条の8、第41条の16、第41条の24、第47条、第81条の8、第94条、第133条の14または第135条の15</u>に規定する更正または決定通知書に、納付または納入すべき金額、納付または納入の期限、納付または納入の場所その他必要な事項を記載してすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（徴収猶予等の申請等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第15条の2の2（法第15条の6の2第3項、第72条の38の2第12項、第73条の25第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。）<u>、第144条の29第2項および第164条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記様式第26号の徴収猶予または換価の猶予（期間延長）通知書または別記様式第26号の2の徴収猶予（期間延長）不承認通知書によって行うものとする。</p> <p>4（略）</p>

(徴収猶予等の取消しの手続)

第25条 (略)

2 法第15条の3第3項(法第72条の38の2第12項、第73条の26第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項(法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。))、第144条の29第2項および附則第59条第3項において準用する場合を含む。)の規定による徴収猶予を取り消した旨の通知は、別記様式第30号の徴収猶予取消通知書によって行うものとする。

3 (略)

(延滞金額の免除の通知)

第29条 県税事務所等の長は、法第15条の9(法第72条の38の2第12項において準用する場合を含む。))、第20条の9の5、第72条の38の2第10項、第73条の25第3項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項(法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。)および第144条の29第3項の規定により延滞金額を免除したときは、その旨を別記様式第34号の延滞金額免除通知書によって通知するものとする。

(徴収の引継ぎ)

第46条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項の規定により県税事務所等の長から引き継いだ徴収金が条例第4条第1項第22号に規定する徴収金に該当しなくなったと認めるときは、その徴収を当該徴収金に係る県税の課税地を管轄する県税事務所等の長に引き継がなければならない。

4 (略)

(納税済印の印影の形式)

(徴収猶予等の取消しの手続)

第25条 (略)

2 法第15条の3第3項(法第72条の38の2第12項、第73条の26第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項(法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。))、第144条の29第2項、第164条第5項および附則第59条第3項において準用する場合を含む。)の規定による徴収猶予を取り消した旨の通知は、別記様式第30号の徴収猶予取消通知書によって行うものとする。

3 (略)

(延滞金額の免除の通知)

第29条 県税事務所等の長は、法第15条の9(法第72条の38の2第12項において準用する場合を含む。))、第20条の9の5、第72条の38の2第10項、第73条の25第3項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項(法第73条の27の5第2項および第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))、第73条の27の6第3項ならびに附則第11条の4第3項および第5項において準用する場合を含む。)、第144条の29第3項および第164条第3項の規定により延滞金額を免除したときは、その旨を別記様式第34号の延滞金額免除通知書によって通知するものとする。

(徴収の引継ぎ)

第46条 (略)

2 (略)

3 知事は、前項の規定により県税事務所等の長から引き継いだ徴収金が条例第4条第1項第21号に規定する徴収金に該当しなくなったと認めるときは、その徴収を当該徴収金に係る県税の課税地を管轄する県税事務所等の長に引き継がなければならない。

4 (略)

(納税済印の印影の形式)

第48条の2 条例第142条第3項および第210条第2項に規定する納税済印（以下この節において「納税済印」という。）の印影の形式は、別記様式第61号の2によるものとする。

（領収済証の発行）

第48条の5 福井県税事務所長は、条例第142条第3項の規定により、納税者から自動車税額の納付を受けた場合には、第48条の2の規定による納税済印を押印した別記様式第61号の5の領収済証を当該納税者に交付するものとする。

（狩猟税または自動車税に係る申告書等の保存）

第48条の17 （略）

2 前項の規定にかかわらず、福井県税事務所長は、申告書等のうち提出年度の翌年度に嶺南振興局長が課税する自動車税の課税客体に係るものを、提出年度の翌年度に嶺南振興局長に引き継ぐものとする。

3 （略）

（利子割交付金等の交付手続）

第49条 条例第41条の10第1項の規定による利子割交付金の交付および条例第41条の26第1項の規定による株式等譲渡所得割交付金の交付は毎年度3月に、条例第41条の18第1項の規定による配当割交付金の交付は毎年度8月、12月および3月に、別記様式第70号の8の県民税利子割（配当割・株式等譲渡所得割）交付金交付通知書を交付してするものとする。

（課税免除の承認の手続）

第72条 条例第134条の3第1項ただし書、第2項ただし書および条例附則第9条の承認を受けようとする者は、条例第134条の3第1項第4号、第2項第4号および第5号ならびに条例附則第9条に規定する自動車であることを証明するに足る書類を添え、事由発生の日、自動車税課税免除申請書を県税事務所等の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 （略）

3 第1項の規定により自動車税の課税免除の承認を受けた者は、その事由が止

第48条の2 条例第135条の6第2項、第142条第3項および第210条第2項に規定する納税済印（以下この節において「納税済印」という。）の印影の形式は、別記様式第61号の2によるものとする。

（領収済証の発行）

第48条の5 福井県税事務所長は、条例第135条の6第1項または条例第142条第3項の規定により、納税者から自動車税の環境性能割額（当該自動車税の環境性能割額に係る延滞金額を含む。）または自動車税の種別割額の納付を受けた場合には、第48条の2の規定による納税済印を押印した別記様式第61号の5の領収済証を当該納税者に交付するものとする。

（狩猟税または自動車税に係る申告書等の保存）

第48条の17 （略）

2 前項の規定にかかわらず、福井県税事務所長は、申告書等のうち提出年度の翌年度に嶺南振興局長が課税する自動車税の種別割の課税客体に係るものを、提出年度の翌年度に嶺南振興局長に引き継ぐものとする。

3 （略）

（利子割交付金等の交付手続）

第49条 条例第41条の10第1項の規定による利子割交付金の交付および条例第41条の18第1項の規定による配当割交付金の交付は毎年度8月、12月および3月に、条例第41条の26第1項の規定による株式等譲渡所得割交付金の交付は毎年度3月に、別記様式第70号の8の県民税利子割（配当割・株式等譲渡所得割）交付金交付通知書を交付してするものとする。

（課税免除の承認の手続）

第72条 条例第134条の3第1項ただし書、第2項ただし書および条例附則第9条の承認を受けようとする者は、条例第134条の3第1項第4号、第2項第4号および第5号ならびに条例附則第9条に規定する自動車であることを証明するに足る書類を添え、事由発生の日、自動車税種別割課税免除申請書を県税事務所等の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 （略）

3 第1項の規定によって、種別割の課税免除の承認を受けた者は、その事由が

んだ場合においては、直ちに、その旨を県税事務所等の長に届け出なければならぬ。

(課税免除の取消し等)

第72条の2 (略)

止んだ場合においては、直ちに、その旨を県税事務所等の長に届け出なければならぬ。

(課税免除の取消し等)

第72条の2 (略)

(環境性能割の減免の範囲)

第72条の3 条例第135条の13第1項第2号の規則で定める身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者」という。)および同号の規則で定める精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神障害者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害であつて、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの(条例第135条の14第1項の規定により、年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有し、または身体障害者と生計を一にする者もしくは身体障害者もしくは精神障害者(次号において「身体障害者等」という。)のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車の取得に係る環境性能割を減免する場合にあつては、当該障害の級別が、下肢不自由について4級から6級までの各級に、体幹不自由について5級に、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害であつて移動機能に係るものについて4級から6級までの各級に該当する者を除く。)

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級および3級
平衡機能障害	3級
音声機能、言語機能またはそしやく機能の障害	3級
上肢不自由	1級および2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級
乳幼児期以前の	

非進行性脳病変による運動機能障害	
<u>上肢機能</u>	1級および2級
<u>移動機能</u>	1級から6級までの各級
<u>心臓機能障害</u>	1級および3級
<u>じん臓機能障害</u>	1級および3級
<u>呼吸器機能障害</u>	1級および3級
<u>ぼうこうまたは</u>	1級および3級
<u>直腸の機能障害</u>	
<u>小腸機能障害</u>	1級および3級
<u>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</u>	1級から3級までの各級
<u>肝臓機能障害</u>	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する重度障害または同法別表第1号表ノ3に規定する障害であつて、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度または障害の程度に該当する障害を有するもの（条例第135条の14第1項の規定により、身体障害者と生計を一にする者または身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車の取得に係る環境性能力を減免する場合にあつては、当該重度障害の程度または障害の程度が、下肢不自由について第4項症から第6項症までの各項症または第1款症から第3款症までの各款症に、体幹不自由について第5項症もしくは第6項症または第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。）

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
<u>視覚障害</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>聴覚障害</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>平衡機能障害</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>音声機能障害</u>	特別項症から第2項症までの各項症
<u>（頸部に気管孔</u>	

を設け呼吸しな ければならない ものに限る。)	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこうまたは 直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定により支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）を受けている者に交付されるものに限る。以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に規定する1級の精神障害の状態にあるもの

(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が認める者

2 条例第135条の13第1項第4号の知事が定める期間は、1月とする。

3 条例第135条の13第1項第2号に規定する構造上身体障害者または精神障害者（この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するためのもので認められる自動車とは、車椅子の昇降装置もしくは固定装置または浴槽を装置する等特別の仕様により製造された自動車または一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車をいう。

- 4 条例第135条の13第1項第2号または第3号に掲げる自動車に対する環境性能割の減免は、当該自動車が身体障害者等のために使用されると認められる場合または身体障害者が運転すると認められる場合に限り、行うものとする。
- 5 福井県税事務所長は、条例第135条の13第1項第1号、第2号または第4号の規定に該当する自動車（同項第2号の規定に該当する自動車については、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に限る。）の取得に対する環境性能割については、その全額を免除し、同項第2号または第3号の規定に該当する自動車（同項第2号の規定に該当する自動車については、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車を除く。）の取得に対する環境性能割については、当該取得価額のうち、身体障害者等の利用に供し、または身体障害者が運転するための特別の装置の設置または構造の変更に必要な金額（超低床型バス（車高（車内の床の高さをいう。以下この項において同じ。）を引き下げること、車内の段差をなくすること、身体障害者等の利用に供するための特別の装置を設置することその他乗客の安全かつ円滑な利用に資すると認められる構造または装置を有するバスをいう。）については、車椅子を固定する装置、車椅子の昇降を補助する装置および車高を調整する装置の設置に係る金額）に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を免除し、同項第5号の規定に該当する自動車の取得に対する環境性能割については、当該減免し、または損壊した自動車の価額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を免除する。
- 6 条例第135条の14第1項の規定に該当する自動車の取得に対する環境性能割については、その全額を免除する。ただし、身体障害者（年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が自動車を取得する場合にあっては、当該身体障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）または精神障害者（精神障害者と生計を一にする者が自動車を取得する場合にあっては、当該精神障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）とその他の者が自動車を共同して取得する場合においては、当該自動車の取得に係る環境性能割から当該身体障害者または当該精神障害者以外の者の負担部分に対応する税額を控除した額を免除する。
- 7 条例第135条の14第2項の規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(条例第137条第2項の地区)

第73条 (略)

(自動車税の納付義務免除の通知)

第73条の2 県税事務所等の長は、条例第146条第3項の規定による申告書の提出があった場合において、自動車税の納付義務を免除し、または免除しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申告をした者に通知するものとする。

(自動車税の減免の範囲)

第74条 県税事務所等の長は、条例第149条第1項第1号の規定に該当する自動車であって天災その他の災害(以下この条において「災害」という。)により当該自動車について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。)が当該自動車の価額の10分の3以上であるものに対する自動車税について、災害を受けた日の属する年度分の当該自動車税の税額に2分の1を乗じて得た額に相当する税額を免除する。

2 (略)

3 条例第149条第1項第3号の規則で定める身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者」という。)および同号の規則で定める精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神障害者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の障害であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの(条例第150条第1項の規定により、年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有し、または身体障害者と生計を一にする者もしくは身体障害者もしくは精神障害者(次号において「身体障害者等」という。)のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車に係る自動車税を減免する場合にあっては、当該障害の級別が、下肢不自由について4級から6級までの

(1) 身体障害者手帳

(2) 戦傷病者手帳

(3) 療育手帳

(4) 精神障害者保健福祉手帳

(条例第137条第2項の地区)

第73条 (略)

(種別割の納付義務免除の通知)

第73条の2 県税事務所等の長は、条例第146条第3項の規定による申告書の提出があった場合において、種別割の納付義務を免除し、または免除しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申告をした者に通知するものとする。

(種別割の減免の範囲)

第74条 県税事務所等の長は、条例第149条第1項第1号の規定に該当する自動車であって天災その他の災害(以下この条において「災害」という。)により当該自動車について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。)が当該自動車の価額の10分の3以上であるものに対する種別割について、災害を受けた日の属する年度分の当該種別割の税額に2分の1を乗じて得た額に相当する税額を免除する。

2 (略)

3 条例第149条第1項第3号の規則で定める身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者」という。)および同号の規則で定める精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神障害者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の障害であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの(条例第150条第1項の規定により、年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有し、または身体障害者と生計を一にする者もしくは身体障害者もしくは精神障害者(次号において「身体障害者等」という。)のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車に係る種別割を減免する場合にあっては、当該障害の級別が、下肢不自由について4級から6級までの各級に、体幹不自由について5級に、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害であって移動機能に係るものについて4級から6

各級に、体幹不自由について5級に、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害であって移動機能に係るものについて4級から6級までの各級に該当する者を除く。)

障害の区分	障害の級別
(略)	(略)

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項の戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の重度障害または同法別表第1号表ノ3の障害であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度または障害の程度に該当する障害を有するもの(条例第150条第1項の規定により、身体障害者と生計を一にする者または身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車に係る自動車税を減免する場合にあっては、当該重度障害の程度または障害の程度が、下肢不自由について第4項症から第6項症までの各款症または第1款症から第3款症までの各款症に、体幹不自由について第5項症もしくは第6項症または第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。)

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
(略)	(略)

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項の規定により支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)を受けている者に交付されるものに限る。以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級の精神障害の状態にあるもの
- (5) (略)
- 4 (略)
- 5 条例第149条第1項第3号に掲げる自動車に対する自動車税の減免は、当

級までの各級に該当する者を除く。)

障害の区分	障害の級別
(略)	(略)

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法別表第1号表ノ2の重度障害または同法別表第1号表ノ3の障害であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度または障害の程度に該当する障害を有するもの(条例第150条第1項の規定により、身体障害者と生計を一にする者または身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者を常時介護する者が運転する自動車に係る種別割を減免する場合にあっては、当該重度障害の程度または障害の程度が、下肢不自由について第4項症から第6項症までの各款症または第1款症から第3款症までの各款症に、体幹不自由について第5項症もしくは第6項症または第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く。)

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
(略)	(略)

- (3) 療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級の精神障害の状態にあるもの
- (5) (略)
- 4 (略)
- 5 条例第149条第1項第3号に掲げる自動車に対する種別割の減免は、当該

該自動車が身体障害者等のために使用されると認められる場合に限り、行うものとする。

6 条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当する自動車に対する自動車税については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を免除する。

区分		免除する額
普通徴収の方法によって徴収される自動車税	賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき自動車税の税額から当該税額を12で除して得た額（法第157条第1項または第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、これらの規定による課税額から当該課税額を納税義務が発生した月の翌月から年度の末日の属する月までの月数または賦課期日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に賦課期日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき自動車税の税額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額
証紙徴収の方法によって徴収される自動車税	当該自動車税の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき自動車税の税額から当該税額を当該納付の日の属する月から当該納付の日の属する年度の末日の属する月までの月数をもって除して得た額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額から当該課税額を納付の日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に当該納付の日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの月数

自動車が身体障害者等のために使用されると認められる場合に限り、行うものとする。

6 条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当する自動車に対する種別割については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を免除する。

区分		免除する額
普通徴収の方法によって徴収される種別割	賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき種別割の税額から当該税額を12で除して得た額（法第177条の10第1項または第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、これらの規定による課税額から当該課税額を納税義務が発生した月の翌月から年度の末日の属する月までの月数または賦課期日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に賦課期日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき種別割の税額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額
証紙徴収の方法によって徴収される種別割	当該種別割の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において条例第149条第1項第2号または第3号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき種別割の税額から当該税額を当該納付の日の属する月から当該納付の日の属する年度の末日の属する月までの月数をもって除して得た額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額から当該課税額を納付の日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に当該納付の日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの

		を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき自動車税の税額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額

7 条例第150条第1項の規定に該当する自動車に対する自動車税については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を免除する。ただし、身体障害者（年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する自動車にあつては、当該身体障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）または精神障害者（精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車にあつては、当該精神障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）とその他の者が自動車を共有する場合においては、当該自動車に係る自動車税額から当該身体障害者または当該精神障害者以外の者の負担部分に対応する税額を控除した額を免除する。

区分		免除する額
普通徴収の方法によって徴収される自動車税	賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において条例第150条各号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき自動車税の税額から当該税額を12で除して得た額（法第157条第1項または第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、これらの規定による課税額から当該課税額を納税義務が発生した月の翌月から年度の末日の属する月までの月数または賦課期日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に賦課期日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき自動車税の税額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額
証紙徴収の方法によつ	当該自動車税の納付の日から当該納付の日の	納付すべき自動車税の税額から当該税額を当該納付の日の属する月から当該納

		月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき種別割の税額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額

7 条例第150条第1項の規定に該当する自動車に対する種別割については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を免除する。ただし、身体障害者（年齢18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する自動車にあつては、当該身体障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）または精神障害者（精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車にあつては、当該精神障害者と生計を一にする者を含む。以下この項において同じ。）とその他の者が自動車を共有する場合においては、当該自動車に係る種別割額から当該身体障害者または当該精神障害者以外の者の負担部分に対応する税額を控除した額を免除する。

区分		免除する額
普通徴収の方法によつて徴収される種別割	賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において条例第150条各号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付すべき種別割の税額から当該税額を12で除して得た額（法第177条の10第1項または第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、これらの規定による課税額から当該課税額を納税義務が発生した月の翌月から年度の末日の属する月までの月数または賦課期日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に賦課期日の属する月から減免の申請があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき種別割の税額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額
証紙徴収の方法によつ	当該種別割の納付の日から当該納付の日の属	納付すべき種別割の税額から当該税額を当該納付の日の属する月から当該納

て徴収される自動車税	属する年度の末日までの間において条例第150条各号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	納付の日の属する年度の末日の属する月までの月数をもって除して得た額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額から当該課税額を納付の日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に当該納付の日の属する月から減免の申請があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき自動車税の税額（法第157条第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額

8 (略)

9 条例第151条第1項の規則で定める自動車とは、自動車税の賦課期日において、同項に規定する自動車を取り扱う者が展示し、かつ、当該自動車を取り扱う者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の自動車登録ファイルに登録または記載されている所有者および使用者である自動車（知事が別に定める自動車を除く。）をいう。

10 条例第151条第1項の規定に該当する自動車に対する自動車税については、当該自動車税に12分の3を乗じて得た額に相当する税額を免除する。ただし、賦課期日以後5月31日以前において法第157条第2項の規定により月割をもって課する場合の軽減額は、当該月割額とする。

11 条例第151条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 減免を受けようとする自動車に係る当該年度の自動車税納税通知書の写し

(4)・(5) (略)

12 県税事務所等の長は、前各項の規定により自動車税を軽減し、または軽減しないことを決定したときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知するものとする。

(自動車税の証明書の交付)

て徴収される種別割	する年度の末日までの間において条例第150条各号の規定に該当することとなった自動車に係るもの	付の日の属する年度の末日の属する月までの月数をもって除して得た額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額から当該課税額を納付の日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）に当該納付の日の属する月から減免の申請があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額
	それ以外のもの	納付すべき種別割の税額（法第177条の10第2項の規定により月割をもって課するものにあつては、同項の規定による課税額）の全額

8 (略)

9 条例第151条第1項の規則で定める自動車とは、種別割の賦課期日において、同項に規定する自動車を取り扱う者が展示し、かつ、当該自動車を取り扱う者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の自動車登録ファイルに登録または記載されている所有者および使用者である自動車（知事が別に定める自動車を除く。）をいう。

10 条例第151条第1項の規定に該当する自動車に対する種別割については、当該種別割に12分の3を乗じて得た額に相当する税額を免除する。ただし、賦課期日以後5月31日以前において法第177条の10第2項の規定により月割をもって課する場合の軽減額は、当該月割額とする。

11 条例第151条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 減免を受けようとする自動車に係る当該年度の種別割納税通知書の写し

(4)・(5) (略)

12 県税事務所等の長は、前各項の規定により種別割を軽減し、または軽減しないことを決定したときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知するものとする。

(種別割の証明書の交付)

第74条の2 条例第153条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 自動車税納税通知書（一括納付用）（別記様式第8号（その2の2））により徴収金の納付を受けた場合
- (2) 条例第150条第1項の規定により自動車税を減免した場合（自動車税減免通知書（別記様式第10号（その5））を交付する場合に限る。）
（納付義務免除の通知）

第74条の3 県税事務所等の長は、条例第146条第3項の規定による申告書の提出があった場合において、自動車税の納付義務を免除し、または免除しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申告をした者に通知するものとする。

（様式）

第75条 自動車税について作成する書面のうち、次の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ次の右欄に掲げる様式に定めるところによる。

書面の種類	様式
1～8 削除	

第74条の2 条例第153条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 自動車税種別割納税通知書（一括納付用）（別記様式第8号（その2の2））により徴収金の納付を受けた場合
- (2) 条例第150条第1項の規定により種別割を減免した場合（自動車税種別割減免通知書（別記様式第10号（その5））を交付する場合に限る。）
（納付義務免除の通知）

第74条の3 福井県税事務所長は、条例第135条の8第1項、条例第135条の12第1項、条例第135条の13第1項または条例第135条の14第1項の規定により環境性能割を免除し、もしくは減額することを決定したとき、または免除し、もしくは減額しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 県税事務所等の長は、条例第146条第3項の規定による申告書の提出があった場合において、種別割の納付義務を免除し、または免除しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申告をした者に通知するものとする。

（様式）

第75条 環境性能割および種別割について作成する書面のうち、次の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ次の右欄に掲げる様式に定めるところによる。

書面の種類	様式
1 法第161条第2項の規定による修正申告書（ <u>自動車税環境性能割修正申告書</u> ）	別記様式第116号
2 条例第135条の8第2項もしくは第135条の11第2項の規定による申請書または条例第135条の9第2項の規定による申告書（ <u>譲渡担保財産の取得に係る自動車税環境性能割（免除・還付・徴収猶予）申請（申告）書</u> ）	別記様式第87号
3 条例第135条の12第2項の規定による申請書（ <u>自動車の返還に係る自動車税環境性能割還付・免除申請書</u> ）	別記様式第117号
4 条例第135条の13第2項または第135条の14第2項の規定による申請書（ <u>自動車税環境性能割減免申請書</u> ）	別記様式第118号

		5 第74条の3の規定による通知書（自動車税環境性能割減額・免除（不承認）通知書）	別記様式第10号
		6 条例第135条の15の規定による更正または決定通知書（自動車税環境性能割額等更正決定通知書）	別記様式第119号
		7 条例第135条の15の規定による決定通知書（過少申告加算金（不申告加算金・重加算金）決定通知書）	別記様式第70号（その2）
		8 条例第135条の17第2項の規定による交付金交付決定通知書（自動車税環境性能割交付金交付決定通知書）	別記様式第120号
9	（略）	9	（略）
10	条例第146条の規定による申告書（自動車税納付義務免除申告書）	10	条例第146条の規定による申告書（自動車税種別割納付義務免除申告書）
11	条例第149条第2項および第3項、条例第150条第2項ならびに条例第151条第2項の規定による申請書（自動車税減免申請書）	11	条例第149条第2項および第3項、条例第150条第2項ならびに条例第151条第2項の規定による申請書（自動車税種別割減免申請書）
12	第74条第12項の規定による通知書（自動車税減免（不承認）通知書）	12	第74条第12項の規定による通知書（自動車税種別割減免（不承認）通知書）
13	条例第149条第5項の規定による申告書（自動車税減額（免除）事由消滅申告書）	13	条例第149条第5項の規定による申告書（自動車税種別割減額（免除）事由消滅申告書）
14	条例第153条第1項の規定による証明書（自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用））	14	条例第153条第1項の規定による証明書（自動車税種別割納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用））
15	条例第153条第2項の規定による請求書（自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）交付請求書）	15	条例第153条第2項の規定による請求書（自動車税種別割納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）交付請求書）
16	条例第153条第3項の規定による証明書（自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用））	16	条例第153条第3項の規定による証明書（自動車税種別割納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用））
17	第72条第1項の規定による申請書（自動車税課税免除申請書）	17	第72条第1項の規定による申請書（自動車税種別割課税免除申請書）
18	第72条第2項の規定による通知書（自動車	18	第72条第2項の規定による通知書（自動車
	別記様式第142号の2		別記様式第142号の2
	別記様式第118号		別記様式第118号
	別記様式第10号		別記様式第10号
	別記様式第142号の3		別記様式第142号の3
	別記様式第143号		別記様式第143号
	別記様式第143号の2		別記様式第143号の2
	別記様式第143号の3		別記様式第143号の3
	別記様式第144号		別記様式第144号
	別記様式第144号の2		別記様式第144号の2

税課税免除（不承認）通知書		税種別割課税免除（不承認）通知書	
19 第72条第3項の規定による届出書（自動車 税課税免除事由消滅届）	別記様式第144号の3	19 第72条第3項の規定による届出書（自動車 税種別割課税免除事由消滅届）	別記様式第144号の3
20 第72条の2の規定による通知書（自動車税 課税免除取消通知書）	別記様式第144号の4	20 第72条の2の規定による通知書（自動車税 種別割課税免除取消通知書）	別記様式第144号の4
21 第73条の2の規定による通知書（自動車税 納付義務免除（不承認）通知書）	別記様式第144号の5	21 第73条の2の規定による通知書（自動車税 種別割納付義務免除（不承認）通知書）	別記様式第144号の5

様式第8号（その2）から様式第8号（その2の3）までおよび様式第10号（その5）中「種別割」を削る。
 様式第52号の3（その1）を次のように改める。

様式第52号の3（その1）（第39条の2関係）

更正請求書			
			年 月 日
福井県 長様	納税者（特別徴収義務者）		
	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	個人番号（法人番号）		
	連絡先（電話番号）		
課税標準等の税額等について、次のとおり更正の請求をします。			
県民税利子割	利子等の種別		納入方法
	営業所等の名称		
	更正の対象となる月	年月支払分（年月日申告）	
県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税	事務所営業の種別		名称
	事業所所在地		
	更正の対象となる月	年月支払分（年月日申告）	
区分		更正前	更正後
課税標準等	課税標準額		
	税率		
税額等	納付（納入）すべき税額	円	円
還付金額			円
更正請求をする理由および請求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項			
(注) 課税標準等の更正の請求については、更正請求の額の算出の基礎を「更正請求をする理由および請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」欄に請求の理由と併せて記入してください。			

様式第52号の4（その2）を次のように改める。

様式第52号の4（その2）（第39条の2関係）

更正請求に係る更正通知書 請求棄却			
			第 年 月 日
様			福井県 長 印
年月日付けで提出された税に係る更正の請求について、次のとおり更正請求を棄却したので通知します。			
県民税利子割	利子等の種別		納入方法
	営業所等の名称		
	更正の対象となる月	年月支払分（年月日申告）	
県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割	特別徴収義務者番号		
	種別		
	更正の対象となる月	年月支払分（年月日申告）	
県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税	事務所営業の種別		名称
	事業所所在地		
	更正の対象となる月	年月行為分（年月日申告）	
区分		更正の請求前	更正後
課税標準等	課税標準額	円	円
	税率		
税額等	納付（納入）すべき税額	円	円
棄却の理由その他参考事項			
お知らせ	1 この通知書に係る処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当事務所（振興局）を経由して提出してください。		
	2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。		
	3 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。		

注 更正請求を棄却する場合には、この通知書の棄却の理由その他参考事項の欄に、棄却の根拠となった法律の規定を記載すること。

様式第53号の2を次のように改める。

様式第60号中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に改める。
 様式第61号の5（その1）を次のように改める。

様式第53号の2（第40条、第76条関係）

納税証明書交付請求書

年 月 日

福井県

長様

住所(所在地)

※代理人の方が請求する場合のみ記入してください。
 住所
 代理人 氏名
 連絡先(電話番号)

請求者 氏名(フリガナ) 名(名称)
 (納税者) 個人番号(法人番号)
 連絡先(電話番号)

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

※該当する欄の口にし印を記入するとともに、必要事項(対象税目、枚数および提出先)を記入してください。

使用目的	対象税目	証明事項	枚数
<input type="checkbox"/> (1) 自動車の名義変更または抹消登録	自動車税 登録番号 福井()	未納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (2) 県制度融資および設備貸与制度の申込み	全税目	滞納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (3) 県への補助金等の申請(県営住宅の申込みを含む。)	全税目	滞納の額がないこと。	枚
<input type="checkbox"/> (4) 建設業許可の申請(初めての許可の場合)	個人事業税 ()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 (年 月 日)事業年度終了分		
<input type="checkbox"/> (5) 建設業の事業年度終了の届出	個人事業税 ()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 (年 月 日)事業年度終了分		
<input type="checkbox"/> (6) 競争入札参加者の資格審査の申請	個人事業税 ()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 (年 月 日)事業年度終了分		
<input type="checkbox"/> (7) 金融機関への融資申込み	全税目	滞納の額がないこと。	枚
	個人事業税 ()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 (年 月 日)事業年度終了分		
<input type="checkbox"/> (8) 証拠権の存続延長の出願または証拠権の控除権への転請	全税目	滞納の額がないこと。	枚
	証区税 登録番号 第()号		
<input type="checkbox"/> (9) その他	個人事業税 ()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 (年 月 日)事業年度終了分		
	全税目	滞納の額がないこと。	枚
[]	その他	過去()年以内に滞納処分を受けたことがないこと。	枚
	[]	[その他]	
【提出先】	手数料納付欄 納税証明書の発行1通につき【400円】お納めください。		
	(手数料納付のみに利用時に記入) 【申込番号】 □□□-□□□-□□□	(窓口現金納付受領欄) 簡易領収書記載欄 手数料領収済 領収書No. _____	(窓口キャッシュレス納付欄) レシート貼付

様式第61号の5（その1）（第48条の5関係）

領 取 済 証

課税標準額 (円)					0	0	0
自動車税 (円)						0	0
合計額 (円)						0	0

年度	登録号	福井
納税者 住(居)所(所在地)		
氏名(名称)		

領 取 済 印

上記の自動車税について、領取済みであることを証します。

様式第61号の5（その2）を次のように改める。

様式第61号の5(その2)(第48条の5関係)

1	申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他()	取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 7. その他()
---	------	---	------	---	------	---

自動車税申告書(報告書)(控)兼納税済証
福井県 長郷

次のとおり申告(報告)します。 年 月 日

登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	登録年月日 年 月 日	初度登録年月 年 月
納税(申告・報告)義務者	住所または所在地 (ビル、アパート、マンションおよび棟室番号を左詰で記入)	用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般兼合用) 07. バス(その他) 08. 3輪小型 09. 持種用自動車 10. その他()	種別 1. 普通 2. 小型 3. 3輪
	氏名または名称	登録年月日	車名(通称名)
	生年月日	電話番号	車体形状
	住所または所在地	電話番号	車重
	住所または所在地	電話番号	車両総重量
	住所または所在地	電話番号	車台番号
	住所または所在地	電話番号	類別区分番号
	住所または所在地	電話番号	原動機の型式
	住所または所在地	電話番号	長さ 幅 高さ
	住所または所在地	電話番号	燃料の種類
住所または所在地	電話番号	車検有効期限	主たる定置場 ※ () 内は日主たる定置場所の市町名を記入
住所または所在地	電話番号	年 月 日	所 有 形 態
住所または所在地	電話番号	年 月 日	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()
住所または所在地	電話番号	年 月 日	申告・報告義務者以外に申告申告に 関する者 住所または所在地 氏名または名称 電話番号
住所または所在地	電話番号	年 月 日	左記の自動車税について、 納税済であることを証します。
住所または所在地	電話番号	年 月 日	領 収 済 印
住所または所在地	電話番号	年 月 日	受 付
住所または所在地	電話番号	年 月 日	※この欄には記入しない
住所または所在地	電話番号	年 月 日	年 税 額
住所または所在地	電話番号	年 月 日	税 額
住所または所在地	電話番号	年 月 日	グリーン特別
住所または所在地	電話番号	年 月 日	1. 電気・天然ガス・PHV 2. (R7年度のみ)(ガソリン車・LPG車)★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車 4. (R7年度のみ)(ディーゼル車)H30年排出ガス基準適合またはH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車 6. ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 7. ディーゼル車新車新規登録後11年超

様式第61号の5（その3）および様式第61号（その4）を削る。

「

様式第68号中

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
資本金の額または 出資金の額	円
資本金の額および 資本準備金の額の合算額	円
資本金等の額	円

「

を

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
資本金の額または 出資金の額	円
資本金の額および 資本剰余金の額の合算額	円
資本金の額および 資本準備金の額の合算額	円
資本金等の額	円

に改める。

」

様式第72号から様式第75号までを次のように改める。

様式第72号から様式第75号まで 削除

様式第87号を次のように改める。

様式第87号(第58条関係)

(受付印)

譲渡担保財産の取得に係る 不動産取得税(免 除)申請(申告)書
(還 付) (徴 取 猶 予)

年 月 日

福井県 長様

譲渡担保権者
住(居)所(所在地)
氏 名(名称)
個人番号(法人番号)
電話番号(— —)

譲渡担保の設定者
住(居)所(所在地)
氏 名(名称)

福井県条例第 条第 項の規定により、次のとおり 不動産取得税の(免 除)
(還 付) (徴 取 猶 予)
を申請(申告)します。

申 請 (申 告) 事 項				
譲渡担保財産の表示				
譲渡担保財産の設定年月日		. . .		
譲渡担保権者から譲渡担保の設定者への上記譲渡担保財産の移転(移転予定)年月日		. . .		
譲渡担保財産に係る不動産取得税(自動車税環境性能割)の課税状況	課税年度	年度	課税番号	第 号
	取得価格	円	税 額	円
納付済額および還付金額	納付年月日	. . .	還付を受けようとする金融機関等	名称 銀行 店
	納付済額	円		預金の種別 当・普
	還付を受けようとする税額	円		口座番号 番
徴 取 猶 予 期 間	. . . から . . . まで			
備 考				

(注) 1 免除の申請をする場合には、2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保の設定者に当該譲渡担保財産を移転したことを証明する書類を添付してください。
2 徴取猶予の申告をする場合には、譲渡担保財産の取得であることを証明する書類を添付して、不動産取得税申告書とともに提出してください。

様式第104号から様式第113号までを次のように改める。
様式第104号から様式第113号まで 削除
様式第116号および様式第117号を次のように改める。
様式第116号および様式第117号 削除
様式第118号(その2)から様式第118号(その5)までを次のように改める。

様式第118号(その2) (第75条関係)

災害による自動車税減免申請書		
		年 月 日
福井県	長 様	
		納税者 住所(所在地) 氏名(名称) (電話番号 ー ー)
災害による自動車税の減免について、福井県県税条例第149条第2項の規定により、次のとおり申請します。		
区 分	代替取得した自動車	損害を受けた自動車
登録番号		
自動車の種類・車名		
自動車の年式		
登録(取得)年月日	年 月 日	年 月 日
抹消登録年月日	年 月 日	年 月 日
自動車の価額	円 ①	円
損害を受けた額	円 ②	円
保険金・損害賠償金等 (②-③)	円 ③	円
被災年月日	年 月 日	年 月 日
減免申請内訳	課税年度	
	税 額	円
	減免申請額	円
添付書類		

(注) 災害を受けたことを証明する書類および修理業者等の証明書を添えて、この申請書を提出してください。

様式第118号(その3) (第75条関係)

自動車税減免申請書					
					年 月 日
福井県		長 様			
			納税者 住所(所在地) 氏名(名称) 個人番号(法人番号) (電話番号 ー ー)		
自動車税の減免について、福井県県税条例第150条第2項の規定により、次のとおり申請します。					
1 対象となる自動車					
登録番号	福井	自 営 の 別	自家用・営業用		
自動車の定置場	<input type="checkbox"/> 納税者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()	車検満了日	年 月 日		
減免の事由	ア 通学 イ 通院 ウ 通所 エ 生業 オ 通勤				
2 障害の状況					
身体障害者等の氏名等	<input type="checkbox"/> 納税者と同一(住所) <input type="checkbox"/> 納税者と異なる → (氏名)		(納税者との関係) (歳)		
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳				
手帳番号		交付年月日 (変更年月日)	年 月 日		
障害の区分および級別等					
障 害 の 区 分	級 別 等	障 害 の 区 分	級 別 等	障 害 の 区 分	級 別 等
ア 視覚		ク 乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害(上肢)		ソ 免疫	
イ 聴覚		ケ 乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能)		タ 肝臓	
ウ 平衡		コ 心臓		チ 療育	
エ 音声・言語・そしゃく		カ じん臓		ツ 精神障害	
オ 上肢		キ 呼吸器			
カ 下肢		ク ぼうこうまたは直腸		テ その他	
キ 体幹		セ 小腸			
3 運転者の概況					
運転者の氏名等	<input type="checkbox"/> 納税者と同一 <input type="checkbox"/> 生計同一者 <input type="checkbox"/> 常時介護者		(住所) (氏名) (納税者との関係)		
運転免許証または特定免許情報の内容	番 号			免許の条件等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	種 類	普通・中型・大型・その他()			<input type="checkbox"/> 眼鏡等
	運転免許の年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> AT車限定
	有効期間	年 月 日まで		<input type="checkbox"/> その他()	
4 減免申請内訳					
課 税 年 度					
税 額			円		
減 免 申 請 額			円 <input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 月割(月から減免)		

(注) 1 個人の方が新たに取得した自動車に対する当該年度分の自動車税についてこの申請を行う場合は、個人番号の記載を要しません。

2 障害の区分および級別等の欄は、該当する障害の種類を丸で囲み、部位ごとに等級等を記入してください。

3 精神障害者については、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証を提示してください。

様式第118号(その4) (第75条関係)

自動車税減免申請書			
			年 月 日
福井県 長 様			
		納税者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 個人番号 (法人番号) (電話番号 — —)	
自動車税の減免について、福井県条例第149条第2項の規定により、次のとおり申請します。			
1 対象となる自動車			
登 録 番 号	福井	自 管 の 別	自家用・営業用
自動車の定置場	<input type="checkbox"/> 納税者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 (所在地 施設名等)	車検満了日	年 月 日
減免の事由	<input type="checkbox"/> 検診車等 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業の用に供する自動車 <input type="checkbox"/> 児童送迎用の自動車 <input type="checkbox"/> その他	(車体の形状) <input type="checkbox"/> 検診車 <input type="checkbox"/> 医療防疫車 <input type="checkbox"/> レントゲン車 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 第1種社会福祉事業 <input type="checkbox"/> 第2種社会福祉事業 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
2 減免申請内訳			
課 税 年 度			
税 額		円	
減 免 申 請 額		円	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 月割 (月から減免)
備 考			

(注) 個人の方が新たに取得した自動車に対する当該年度分の自動車税についてこの申請を行う場合は、個人番号の記載を要しません。

様式第118号(その5) (第75条関係)

自動車税 減免申請書			
			年 月 日
福井県 長 様			
		納税者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 個人番号 (法人番号) (電話番号 — —)	
自動車税の減免について、福井県条例第149条第2項の規定により、次のとおり申請します。			
1 対象となる自動車			
登 録 番 号	福井	自 管 の 別	自家用・営業用
自動車の定置場	<input type="checkbox"/> 納税者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 (所在地 施設名等)	車検満了日	年 月 日
車体の形状等	<input type="checkbox"/> 身体障害者輸送車 <input type="checkbox"/> 車いす移動車 <input type="checkbox"/> 入浴車 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用目的			
(リース車の場合)リース契約に基づく使用者	住 所 氏 名 (法人名・代表者名) 電話番号		
自動車を使用する身体障害者等	<input type="checkbox"/> 納税者と同じ <input type="checkbox"/> 親族 (同居親族 (住所の記入は不要) <input type="checkbox"/> 別居親族) 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 納税者との続柄 () 電話番号 <input type="checkbox"/> その他 (不特定多数の身体障害者が利用する場合など) ()		
運転者 (障害者等を対象とした事業を行う法人の場合は記入不要)	<input type="checkbox"/> 納税者と同じ <input type="checkbox"/> 身体障害者等と同じ <input type="checkbox"/> その他 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 身体障害者等との続柄 () 電話番号		
2 減免申請内訳			
課 税 年 度			
税 額		円	
減 免 申 請 額		円	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 月割 (月から減免)
備 考			

(注) 個人の方が新たに取得した自動車に対する当該年度分の自動車税についてこの申請を行う場合は、個人番号の記載を要しません。

様式第118号(その6)中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

様式第118号(その7)中「種別割」を削る。

様式第119号から様式第121号までを次のように改める。

様式第119号から様式第121号まで 削除

様式第142号の2から様式第144号の5までの規定中「種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井県県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

福井県訓令第6号

総務部
嶺南振興局
福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程（昭和38年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（月割賦課の税額算出方法）</p> <p>第15条 <u>自動車税</u>および<u>鉦区税</u>の納税義務の発生または消滅に伴う賦課に対する税額の算出は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を12で除して計算するものとする。</p> <p>（減額もしくは納税義務免除または還付等の手続）</p> <p>第16条 県税事務所等の長は、規則第58条（不動産取得税に係る様式）の表<u>3</u>の項、<u>7</u>の項または<u>8</u>の項に規定する不動産取得税の減額もしくは免除または還付申請書の提出があったときは、第14条（課税標準額等の決定）の規定に準じて決議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、規則第71条の7（軽油引取税に係る様式）の表<u>19</u>の項に規定する軽油引取税の還付または納入義務免除申請書の提出があった場合に準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、規則第49条の2（県民税に係る様式）の表<u>12</u>の項、第54条（事業税に係る様式）の表<u>7</u>の2の項もしくは<u>11</u>の項、第58条（不動産取得税に係る様式）の表<u>9</u>の項、第71条の7（軽油引取税に係る様式）の表<u>23</u>の項、第75条（<u>自動車税</u>に係る様式）の表<u>11</u>の項、第76条（<u>鉦区税</u>に係る様式）の表<u>3</u>の項、第79条（固定資産税に係る様式）の表<u>4</u>の項または第87条の3（<u>狩猟税</u>に係る様式）の表<u>2</u>の項に規定する減額または免除申請書の提出があった場合に準用する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（月割賦課の税額算出方法）</p> <p>第15条 <u>自動車税の種別割</u>および<u>鉦区税</u>の納税義務の発生または消滅に伴う賦課に対する税額の算出は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を12で除して計算するものとする。</p> <p>（減額もしくは納税義務免除または還付等の手続）</p> <p>第16条 県税事務所等の長は、規則第58条（不動産取得税に係る様式）の表<u>(3)</u>の項、<u>(7)</u>の項もしくは<u>(8)</u>の項または規則第75条（<u>環境性能割</u>および<u>種別割</u>に係る様式）の表<u>(4)</u>の項もしくは<u>(5)</u>の項に規定する不動産取得税または<u>自動車税の環境性能割</u>の減額もしくは免除または還付申請書の提出があったときは、第14条（課税標準額等の決定）の規定に準じて決議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、規則第71条の7（軽油引取税に係る様式）の表<u>(19)</u>の項に規定する軽油引取税の還付または納入義務免除申請書の提出があった場合に準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、規則第49条の2（県民税に係る様式）の表<u>(12)</u>の項、第54条（事業税に係る様式）の表<u>(7の2)</u>の項もしくは<u>(11)</u>の項、第58条（不動産取得税に係る様式）の表<u>(9)</u>の項、第71条の7（軽油引取税に係る様式）の表<u>(23)</u>の項、第75条（<u>環境性能割</u>および<u>種別割</u>に係る様式）の表<u>(6)</u>の項もしくは<u>(11)</u>の項、第76条（<u>鉦区税</u>に係る様式）の表<u>(3)</u>の項、第79条（固定資産税に係る様式）の表<u>(4)</u>の項または第87条の3（<u>狩猟税</u>に係る様式）の表<u>(2)</u>の項に規定する減額または免除申請書の提出があった場合に準用する。</p> <p>4 （略）</p>

(徴収猶予およびその取消しの手続)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、規則第58条(不動産取得税に係る様式)の表7の項および8の項に定める申請書または申告書の提出があり、その申請書または申告書に基づき徴収の猶予をする場合に準用する。

(滞納整理手続等)

第22条 県税事務所等の長は、督促状を発した場合には、直ちに、別記様式第46号による滞納整理票を作成しなければならない。ただし、自動車税に係る滞納整理票にあつては、督促状を発した日から1月以内に作成すれば足りるものとする。

2・3 (略)

(還付の決議等)

第38条の4 (略)

2 県税事務所等の長は、歳出還付(不動産取得税および軽油引取税に係る還付金の歳出還付を除く。)をするときは、納税者または特別徴収義務者からの過誤納金還付請求書の提出を省略させることができる。

(法人税に関する書類の記録)

第42条 (略)

2 県内の2以上の市町において事務所または事業所を有する法人の主たる事務所または事業所の所在地を管轄する県税事務所等の長は、法第63条第4項(更正または決定に係る法人税額等の通知)の規定により関係市町長に通知する場合は、規則第49条の2(県民税に係る様式)の表10の項に規定する法人税額に係る更正または決定通知書により事務所または事業所の所在するすべての市町の長に通知しなければならない。

(課税免除車の取扱い)

第55条 県税事務所等の長は、規則第72条第1項に規定する自動車税課税免除申請書または同条第3項に規定する自動車税課税免除事由消滅届が提出された場合は、必要事項を調査検討して課税免除の承認、不承認または取消しをし

(徴収猶予およびその取消しの手続)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、規則第58条(不動産取得税に係る様式)の表(7)の項および(8)の項に定める申請書もしくは申告書または規則第75条(環境性能割および種別割に係る様式)の表(2)の項に定める申請書もしくは申告書の提出があり、その申請書または申告書に基づき徴収の猶予をする場合に準用する。

(滞納整理手続等)

第22条 県税事務所等の長は、督促状を発した場合には、直ちに、別記様式第46号による滞納整理票を作成しなければならない。ただし、自動車税の種別割に係る滞納整理票にあつては、督促状を発した日から1月以内に作成すれば足りるものとする。

2・3 (略)

(還付の決議等)

第38条の4 (略)

2 県税事務所等の長は、歳出還付(不動産取得税、軽油引取税および自動車税の環境性能割に係る還付金の歳出還付を除く。)をするときは、納税者または特別徴収義務者からの過誤納金還付請求書の提出を省略させることができる。

(法人税に関する書類の記録)

第42条 (略)

2 県内の2以上の市町において事務所または事業所を有する法人の主たる事務所または事業所の所在地を管轄する県税事務所等の長は、法第63条第4項(更正または決定に係る法人税額等の通知)の規定により関係市町長に通知する場合は、規則第49条の2(県民税に係る様式)の表(10)の項に規定する法人税額に係る更正または決定通知書により事務所または事業所の所在するすべての市町の長に通知しなければならない。

(課税免除車の取扱い)

第55条 県税事務所等の長は、規則第72条第1項に規定する自動車税種別割課税免除申請書または同条第3項に規定する自動車税種別割課税免除事由消滅届が提出された場合は、必要事項を調査検討して課税免除の承認、不承認また

、規則第75条（自動車税に係る様式）の表18の項に定める自動車税課税免除（不承認）通知書または同表20の項に定める自動車税課税免除取消通知書により申請者または届出者に通知するとともに所要の措置をしなければならない。

別表（第38条の5関係）

賦課徴収事務名	根拠法令等	処理日数 （法定処理日数）
(略)	(略)	(略)
ゴルフ場利用税の特別徴収義務者への登録証票の交付	(略)	(略)
引取に係る軽油の譲渡の承認	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
製造等承認証の交付	(略)	(略)
自動車等の売主の第2次納税義務の免除の承認	地方税法第11条の10第2項	14日
継続検査用自動車税の証明書の交付	福井県県税条例第153条	即日
民事執行規則に基づく証明書の交付	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

訓令様式第31号（その1）を削る。

訓令様式第31号（その2）中「種別割」を削り、同様式を訓令様式第31号とする。

は取消しをし、規則第75条（環境性能割および種別割に係る様式）の表(18)の項に定める自動車税種別割課税免除（不承認）通知書または同表(20)の項に定める自動車税種別割課税免除取消通知書により申請者または届出者に通知するとともに所要の措置をしなければならない。

別表（第38条の5関係）

賦課徴収事務名	根拠法令等	処理日数 （法定処理日数）
(略)	(略)	(略)
ゴルフ場利用税の特別徴収義務者への登録証票の交付	(略)	(略)
譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除の承認	地方税法第164条第1項	14日
譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の承認	地方税法第164条第2項	10日
自動車の返還があった場合の環境性能割の還付または納税義務の免除の承認	地方税法第165条第1項	30日
引取に係る軽油の譲渡の承認	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
製造等承認証の交付	(略)	(略)
自動車等の売主の第2次納税義務の免除の承認	地方税法第11条の10第2項	14日
継続検査用自動車税種別割の証明書の交付	福井県県税条例第153条	即日
民事執行規則に基づく証明書の交付	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

訓令様式第173号の5中

個人県民税
法人県民税
県民税利子割
個人事業税
法人事業税
地方消費税譲渡割
地方消費税貨物割
不動産取得税
県たばこ税
ゴルフ場利用税
特別地方消費税
自動車税種別割
鉦区税
狩猟者登録税
固定資産税
核燃料税
自動車税環境性能割
軽油引取税
狩猟税
ゴルフ場利用税
延滞金
過少申告加算金
不申告加算金
加重算金
合計

を

個人県民税
法人県民税
県民税利子割
個人事業税
法人事業税
地方消費税譲渡割
地方消費税貨物割
不動産取得税
県たばこ税
ゴルフ場利用税
特別地方消費税
自動車税
鉦区税
狩猟者登録税
固定資産税
核燃料税
軽油引取税
狩猟税
ゴルフ場利用税
延滞金
過少申告加算金
不申告加算金
加重算金
合計

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県税賦課徴収事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

